

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書（案）

第166回通常国会に置いて、「1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
2. 看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に1人以上、日勤帯は患者4人対して1人以上」賭するなど、抜本的に改善すること。」の請願が採択されました。

いま医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「辞めたい」と思っているほどです。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、8割以上の勤務医が月3回は32時間連続勤務を行い、3割を超える医師が「過労死ラインの月80時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の6割以上が妊娠時の異常を経験し、5割以上の医師が職場を「辞めたい」と考えていることも明らかになりました。

大阪府でも、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また、「医師・看護師の確保がむずかしい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれています。地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実で緊急な願いとなっています。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

1. 看護師などを大幅に増員するため、第6次需給見通しを抜本的に見直し国と自治体の責任で看護師養成数を増やすとともに、夜勤を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」を改正してください。
2. 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けて必要な法律を制定してください。
3. 安心して働き続けられる「子育て支援」をすすめてください。
4. 安全・安心の医療・看護を提供するため、全ての一般病棟の看護師配置を「7：1以上」にするとともに、診療報酬の大幅引き上げをおこなってください。
5. 医療・社会保障予算を大幅に引き上げて国民が安心して医療が受けられるようにしてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

(日本共産党提出)